

英文契約書の法律英語基礎講座

～英文契約書作成・チェック時に必須な英語の表現と法的意味の基礎知識～

開催日：2013年5月14日(火)13:30～16:30

開催場所：第2オカモトヤビル 7階 会議室 東京都港区虎ノ門1-22-16 第2オカモトヤビル

《プログラム》

1. 英文契約書についての基礎知識

- (1) 英文契約書は難しいという先入観を捨てる
- (2) 英文契約書の書かれ方を知る
- (3) 英文契約書のドラフトはどうやって行われるか

2. 準拠法、裁判管轄、仲裁条項についての基礎知識

3. 英文契約書の一般的構成

4. 英文契約書の英語表現の具体例

- (1) 基本表現 助動詞 shall/may/should/must/will/can and/or whether or not specified due to in consideration of here+前置詞や there+前置詞の解釈は？
- (2) 条件に関する表現 condition subject to to the extent that/ so long as unless otherwise agreed (in writing) without prejudice to for discussion purpose only provided, however, that
- (3) 義務に関する表現 best efforts best endeavors
- (4) 責任・保証に関する表現 indemnify/ hold harmless represent and warrant responsibility, liability, duty, obligation jointly and severally liable
- (5) 法的拘束力に関する表現 not legally binding enforceable unenforceable
- (6) 契約締結に関する表現 execute, make, conclude, enter into
- (7) 列挙に関する表現 including without limitation

(8) 権利の法的性質に関する表現 exclusive, non-exclusive

(9) 選択権に関する表現 at ones option, at ones choice, at ones sole discretion

(10) 推定・法的擬制に関する表現 consider, presume, deem, regard, treat

(11) 費用負担に関する表現 at ones own expense, at ones own account

(12) 期限・期間・頻度に関する表現 terminate, expire, immediately etc, simultaneously, subsequently, from time to time, prior written notice

(13) 損害の種類に関する表現 damages etc.

(14) その他の重要表現 remedy at law and in equity notwithstanding as the case may be at the request of on the basis of for the purpose of currently available version T.B.A = to be advised/ to be agreed in accordance with in favor of

(15) 数量に関する表現 (16) 同義語・類語の重複 null and void amend, alter, change or modify information, documents, data or materials defects, malfunction substantially similar, same provide, set forth, stipulate, specify, state, define attachment, exhibit, schedule, annex, table proprietary right, title, right, interest

～質疑応答～

- ◆ 価格：一般参加：1名につき29,400円(税込み、本体価格28,000円) <テキスト、お飲み物付>
- 企業会員：1名につき18,900円(税込み、本体価格18,000円)
- 企業特別会員：2名まで無料(追加参加費3名目から1名につき5,000円)

■ 講師 牧野 和夫 大宮法科大学院客員教授 弁護士・弁理士・米国弁護士(芝総合法律事務所)



1981年早稲田大学法学部卒業、1991年ジョージタウン大学ロースクール法学修士号を取得後、いすゞ自動車株式会社法務部課長、アップルコンピュータ株式会社法務部部長を経て、現職。

英国ウェールズ国立大学客員教授、早稲田大学、関西学院大学大学院など、数多くの大学・大学院や各種実務セミナーの講師としても活躍中。ビジネス・ソフトウェア協会前日本代表事務局長、企業法務協会前理事も務める。豊富な経験を活かした実践的かつ明快な指導には定評がある。



Fairlinks

フェアリンクス
コンサルティング株式会社

法律英語は決して難しいものではありません。特に高い英語力がなくとも、契約の基礎知識と必要最低限の法律英語がわかっているだけで、十分に対応できます。本セミナーでは、法律英語、契約英語の基本的な表現をマスターすることにより英文契約書をはじめとする法律文書の理解を高めることを目標とし、初学者の方を対象に解説致します。

- ◆ **ビジネス法務アカデミーは、企業・組織の法務・コンプライアンスご担当の皆様を対象として、最新法令、裁判例の紹介、ビジネス関連法規の基礎知識など、毎回独立したテーマで専門の講師(弁護士、有識者等)を招いて開催しております。**
1社2名ずつ全セミナーに無料でご参加いただける“特別会員”、各セミナー何人でもお一人10,500円割引でご参加いただける“企業会員”と、会員制度も充実させております。詳しくは同封パンフレット若しくは <http://www.fairlinks.co.jp/infobl.htm> をご覧ください。
是非一度ご参加になり、よろしければ会員にご入会もご検討いただければ幸いです。

申込み方法：下記申込書に必要事項をご記入の上、(03)5215-7388へ ファクシミリご送信ください。また、インターネット <http://www.fairlinks.co.jp/formmail/formmail.html> からもお申込みいただけます。折り返し、請求書等をご郵送いたします。

開催場所：第2オカモトヤビル 4階 会議室
 東京都港区虎ノ門 1-22-16 第2オカモトヤビル
 ※第1オカモトヤビルではありませんのでご注意ください

東京メトロ 銀座線「虎ノ門駅」下車徒歩5分（出口-4番または2番）
 日比谷線「神谷町駅」下車徒歩5分（出口-3番）
都営地下鉄 三田線「御成門駅」下車徒歩8分（出口-A5番またはA6番）
JR 「新橋駅」下車徒歩10分（出口-日比谷口）



ビジネス法務アカデミー



Fairlinks フェアリンクス
 コンサルティング株式会社

〒102-0083 東京都千代田区麹町5丁目2番 K-WING 4階
 TEL 03-5215-8525 FAX 03-5215-7388 mail: flb@fairlinks.co.jp



◆ 2013年5月開催セミナー「英文契約書の法律英語基礎講座」
 に参加を申込みます。

一般 企業会員（会員番号： ） 企業会員の方は必ず会員番号をご記入下さい。

会社（組織）名		
部署 / 役職	①	②
参加者名	①	②
連絡先（会社住所）	〒	
連絡先電話番号	①	②
連絡先メールアドレス	①	②

■3名以上のお申込みは、お手数ですが別紙に部署、参加者名をお書きの上、ご送付ください。